

大船中央病院における医療安全に関する指針

当院は、社会医療法人として「医療を通じて社会に貢献する」という理念のもと、患者さんが安心・安全に医療を受けられる環境を整えることを基本方針としています。当院が目指す信頼と安心の確立に向けて、現場における責任体制を明確にし、医療事故防止に組織的に取り組み、医療の質を保証します。

1. 患者さん中心の医療を実践します

患者さんの立場に立ち、安心して医療を受けられる環境を整えます。

患者さんの意思の尊重とプライバシー保護を徹底します。

2. チーム医療を実施します

患者さんの治療方針は、主治医のみの判断ではなく、多職種が情報を共有し協議して決定します。

3. 医療安全に組織的に取り組みます

当院は医療安全管理委員会を設置し、病院長が統括します。

日常の診療現場における安全管理は、各部署のリスクマネージャーと医療安全管理室が主導します。

4. インシデントの報告と情報の共有を徹底します

全職員が医療安全に関わる小さな出来事も報告し、情報の共有と再発防止に役立てます。

情報を早期に把握し、適切な方法で周知し、職員全員が共有できるよう努めます。

5. 医療事故防止対策を実施します

医療事故防止のため、リスクの把握・分析・改善・評価を、病院長の指示のもと、医療安全管理委員会、リスクマネージャー委員会、医療安全管理室が協力して行います。その際、誰もがエラーを起こし得ることを前提に、事故の根本原因を明らかにし、システム全体の改善につながる対策を検討・実施します。

6. 医療事故発生時は迅速に対応します

当院における医療を通じて、患者さんに何らかの傷害が発生した場合には、救命や回復のために迅速かつ適切な治療、および患者さんやご家族に十分な情報の提供を行います。さらに、事故の検証と再発防止策を策定し、組織的に対応するために病院長判断により事故調査委員会を速やかに開催します。

また、必要に応じて日本医療安全調査機構に調査を依頼します。公正で客観的な評価を行い、患者さんやそのご家族への説明責任を果たすよう努めます。

7. 高難度新規医療技術の導入に関する基本方針

新しい高度医療技術を導入する際は、関係学会のガイドライン等を参考に安全性を最優先に検討し、導入の可否は医の倫理委員会で審議し、必要な体制が整っていることを確認したうえで実施します。

8. 患者さんの相談を積極的に受け付けます

「患者相談窓口」と連携し、相談・意見・苦情に丁寧に対応し、安全対策の向上に努めます。

9. 医療安全教育・研修・啓発を行います

全職員が医療安全を理解し実践できるよう、年2回の研修を実施します。

10. 医療安全管理マニュアルを整備します

「医療安全管理マニュアル」を作成し、必要に応じて見直し、全職員に周知します。